

財務省
国土交通省 令第 号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第四条第四号の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年 月 日

財務大臣 与謝野 馨

国土交通大臣 金子 一義

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年 財務省 令第 号）

一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

附則第一条の二中「第三十九条第一項第四号及び第五号」を「第三十九条第一項第一号、第四号及び第五号」に、「第三十九条第一項第四号中」を「第三十九条第一項第一号中「五百平方メートル」とあるのは「三百平方メートル」と、同項第四号中」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。